



栃木県公報

令和6(2024)年
7月23日(火)
第523号

目次

| 目次 | |
|---------------------|-----|
| ○土壤汚染対策法による要措置区域の指定 | 595 |
| ○大規模小売店舗の新設の届出 | 595 |

告 示

栃木県告示第391号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域を指定するので、同条第2項の規定により次のとおり公示する。

令和6(2024)年7月23日

栃木県知事 福田 富一

- 指定する区域
小山市大字犬塚字溜ノ台131番2及び131番6並びに大字土塔字天神566番1及び566番11の各一部
- 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物
- 講ずべき汚染の除去等の措置
地下水の水質の測定

(環境保全課)

公 告

○大規模小売店舗の新設の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により、意見を有する者は、令和6(2024)年11月25日までに知事に意見書を提出することができる。

令和6(2024)年7月23日

栃木県知事 福田 富一

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ツルハドラッグ那須高原店
栃木県那須郡那須町大字高久甲字喰木原5240番6 外
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社ツルハ
北海道札幌市東区北24条東20丁目1番21号
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称
株式会社ツルハ
北海道札幌市東区北24条東20丁目1番21号
- 大規模小売店舗の新設をする日

令和7(2025)年3月6日

- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,171㎡
- 6 駐車場及び駐輪場の収容台数
駐車場 45台
駐輪場 10台
- 7 荷さばき施設の面積
75.2㎡
- 8 廃棄物等の保管施設の容量
6.5㎡
- 9 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前6時
閉店時刻 翌午前0時
- 10 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前5時45分から翌午前0時15分まで
- 11 駐車場の自動車の出入口の数
1箇所(荷さばき併用)
- 12 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午前9時まで
- 13 届出年月日
令和6(2024)年7月5日
- 14 縦覧場所
栃木県産業労働観光部経営支援課

(経営支援課)